

小名浜港港湾機能継続協議会

規約

(名称)

第1条

本協議会は、小名浜港港湾機能継続協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条

大規模地震等による被災後の港湾機能を早期に復旧するためには、関係機関の間で施設復旧・物資輸送回復のための対応を連携して行う必要がある。

本協議会では、「東北における大規模災害発生時の港湾機能継続の基本的な考え方」に基づき、小名浜港の「港湾機能継続のための行動計画」を策定するとともに、関係者間での連携関係構築及び定期的な訓練等を行う。

(業務)

第3条

本協議会は、目的を達成するため、次の業務を行う。

- ①小名浜港の施設復旧のための行動計画に関すること。
- ②小名浜港における緊急物資輸送のための行動計画に関すること。
- ③小名浜港における幹線物流機能継続のための行動計画に関すること。
- ④行動計画に基づく訓練ならびに訓練結果の各行動計画へ反映に関すること。
- ⑤その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条

本協議会は、別紙に掲げる行政機関、小名浜港の物流に関わる企業・団体等で構成する。なお、必要に応じて会員以外の関係機関、団体等を追加することができる。

(座長)

第5条

本協議会に座長及び副座長を置く。

- ①座長は、東北地方整備局小名浜港湾事務所長とする。
- ②座長は本会を代表し、会務を統括する。
- ③副座長は、福島県土木部港湾課長とする。
- ④副座長は座長を補佐し、必要に応じその職務を代理する。

(事務局)

第6条

本協議会の事務局は、東北地方整備局小名浜港湾事務所に置く。

(会議の開催)

第7条

会議は、座長が必要に応じて開催する。また、座長は必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(規約の改正)

第8条

この規約は、必要に応じて改正し、会員の承認をもって適用される。

(その他)

第9条

この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、本会で協議の上、これを定める。

付則 この規約は、平成 25 年 7 月 24 日より適用する。

付則 この規約は、平成 26 年 10 月 2 日より適用する。(改正)

付則 この規約は、令和 3 年 3 月 30 日より適用する。(改正)

小名浜港港湾機能継続協議会構成員名簿

区分	協議会構成員
港湾物流企業 船舶代理店	小名浜海陸運送株式会社
	三洋海運株式会社
	株式会社辰巳商会
	小名浜埠頭株式会社
	株式会社いわき小名浜コンテナサービス
	小名浜東港バルクターミナル合同会社
港湾物流企業	福島汽船株式会社
	常磐港運株式会社
	小名浜石油埠頭株式会社
	小名浜水先区水先人会
建設関連団体	福島県港湾空港建設協会
	一般社団法人福島県測量設計業協会
	一般社団法人福島県建設業協会
	一般社団法人日本埋立浚渫協会
荷役企業等	小名浜製錬株式会社
	常磐興産株式会社
	三菱ケミカル株式会社
	株式会社クレハ
	東邦亜鉛株式会社
	小名浜石油株式会社
	株式会社 JERA 広野火力発電所 小名浜コールセンター
海上保安部	常磐共同火力株式会社
	第二管区海上保安本部 福島海上保安部
C I Q	横浜税関 小名浜税關支署
行政(国)	東北地方整備局 小名浜港湾事務所
行政(県)	福島県 土木部 港湾課
	福島県 小名浜港湾建設事務所
行政(市)	いわき市 産業振興部 工業・港湾課